

「店頭外国為替証拠金取引説明書（契約締結前交付書面）」新旧対照表

2024年4月22日

旧	新
<p><b>7. 対価の額</b></p> <p>対価の額は、「建単価×取引単位」の金額です。建単価は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、NZ ドル/円、カナダドル/円、イスフラン/円、トルコリラ/円、南アフリカランド/円、メキシコペソ/円、米ドル/円（ラージ）、ユーロ/円（ラージ）、豪ドル/円（ラージ）、ポンド/円（ラージ）の取引については円金額。</li> <li>・ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZ ドル/米ドル、ユーロ/米ドル（ラージ）、ポンド/米ドル（ラージ）の取引については米ドル金額。</li> <li>・米ドル/イスフラン、ユーロ/イスフラン、ポンド/イスフランの取引についてはイスフラン金額。</li> <li>・ユーロ/ポンドの取引についてはポンド金額。</li> <li>・ユーロ/豪ドル、ポンド/豪ドルの取引については豪ドル金額。</li> </ul> <p><u>（新設）</u></p>	<p><b>7. 対価の額</b></p> <p>対価の額は、「建単価×取引単位」の金額です。建単価は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、NZ ドル/円、カナダドル/円、イスフラン/円、トルコリラ/円、南アフリカランド/円、メキシコペソ/円、米ドル/円（ラージ）、ユーロ/円（ラージ）、豪ドル/円（ラージ）、ポンド/円（ラージ）の取引については円金額。</li> <li>・ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZ ドル/米ドル、ユーロ/米ドル（ラージ）、ポンド/米ドル（ラージ）の取引については米ドル金額。</li> <li>・米ドル/イスフラン、ユーロ/イスフラン、ポンド/イスフランの取引についてはイスフラン金額。</li> <li>・ユーロ/ポンドの取引についてはポンド金額。</li> <li>・ユーロ/豪ドル、ポンド/豪ドルの取引については豪ドル金額。</li> </ul> <p><u>※対価が外貨の場合、原則外貨を円換算した日本円での受払いとなります。</u></p> <p><u>・損益の対価について、当社が別途指定する通貨ペアに限り、お客様にて決済注文の発注時に、日本円または当社が別途定める外貨（以下、「当社指定外貨」といいます。）より受払い通貨を選択することができます。</u></p>
<p><b>15. 取引証拠金</b></p>	<p><b>15. 取引証拠金</b></p>

旧	新
<p>お客様は、店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。</p> <p>注文時に必要な取引証拠金の最低額（以下、この額を「必要証拠金額」といいます。）は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の 4%に相当する円価額です。ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額の 4%に相当する円価額が必要証拠金となります。計算式は以下のとおりです。（※1）</p> $(1 \text{ 取引単位あたり数量} \times \text{取引レートの仲値} \times 4\%) \times (\text{取引数量} \div 1 \text{ 取引単位あたり数量})$ <p><u>(新設)</u></p> <p>※1 法人のお客様の場合には、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額に対し、「為替リスク想定比率」（注）を乗じて得た額の円価額が必要証拠金額となります。ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額に「為替リスク想定比率」を乗じて得た額の円価額が必要証拠金額となります。</p> <p>※2 10円未満を切り上げます。</p>	<p>お客様は、店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。</p> <p><u>またお客様が預託する取引証拠金は、日本円または当社指定外貨（※1）に限ります。</u></p> <p>注文時に必要な取引証拠金の最低額（以下、この額を「必要証拠金額」といいます。）は、お取引される通貨ペアの取引レートの MID (売値と買値の中間値) に取引数量を乗じた金額の 4%に相当する日本円価額です。ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額の 4%に相当する円価額が必要証拠金となります。計算式は以下のとおりです。（※2）</p> $(1 \text{ 取引単位あたり数量} \times \text{取引レートの MID (売値と買値の中間値)} \times 4\%) \times (\text{取引数量} \div 1 \text{ 取引単位あたり数量})$ <p><u>※1 お客様が預託された当社指定外貨を取引証拠金とする場合は当社が別途定める方法による円換算金額で評価いたします。</u></p> <p>※2 法人のお客様の場合には、お取引される通貨ペアの取引レートの MID (売値と買値の中間値) に取引数量を乗じた金額に対し、「為替リスク想定比率」（注）を乗じて得た額の日本円価額が必要証拠金額となります。ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額に「為替リスク想定比率」を乗じて得た額の円価額が必要証拠金額となります。</p> <p>※3 10円未満を切り上げます。</p>
<b>16. ロスカットルール</b>	<b>16. ロスカットルール</b>
お客様の取引証拠金の額が維持証拠金額を下回った場合、当社	お客様の取引証拠金の額が維持証拠金額を下回った場合、当社

旧	新
<p>は次の措置を取ることとします。</p> <p>時価評価総額が、必要証拠金の 50%に相当する円価額を下回った場合、発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います(※)。この時の反対売買について、自動ロスカット手数料が発生いたします。(1万通貨単位あたり 500 円 (税込)。但し、南アフリカランド及びメキシコペソは、10万通貨単位あたり 500 円 (税込)。)</p> <p>ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について当社が一定の間隔で監視を行っている関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、取引証拠金の残額以上の損失が生じる場合があります。また、ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければなりません。</p> <p>※法人のお客様の場合、必要証拠金の 100%に相当する円価額を下回った場合は発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います。</p>	<p>は次の措置を取ることとします。</p> <p>時価評価総額 <u>(※1)</u> が、必要証拠金の 50%に相当する日本円価額を下回った場合、発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います <u>(※2)</u>。この時の反対売買について、自動ロスカット手数料 <u>(※3)</u> が発生いたします。(1万通貨単位あたり 500 円 (税込)。但し、南アフリカランド及びメキシコペソは、10万通貨単位あたり 500 円 (税込)。)</p> <p>ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について当社が一定の間隔で監視を行っている関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、取引証拠金の残額以上の損失が生じる場合があります。また、ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければなりません。</p> <p><u>※1 当社指定外貨の残高は当社が別途定める方法による円換算金額で評価いたします。</u></p> <p><u>※2 法人のお客様の場合、必要証拠金の 100%に相当する円価額を下回った場合は発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います。</u></p> <p><u>※3 建玉の反対売買による損失および自動ロスカット手数料は日本円で発生いたします。</u></p>

## 17. 追加証拠金制度

旧	新
<p>(1)当社は、毎営業日（祝日を含む）のニューヨーク・クローズ時点において、お客様の店頭外国為替証拠金取引の取引口座状況を確認します。同時点において、お客様の取引口座の時価評価総額が必要証拠金の 100%に相当する円価額を下回っていた場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金を預託する必要があります。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>※法人のお客様については、追加証拠金制度の適用はありません。</p> <p>(2)追加証拠金の預託は、当該追加証拠金発生日の翌銀行営業日午前 3 時までに預託する必要があります。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（株式取引口座（株式現物取引および株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(1)当社は、毎営業日（祝日を含む）のニューヨーク・クローズ時点において、お客様の店頭外国為替証拠金取引の取引口座状況を確認します。同時点において、お客様の取引口座の時価評価総額 <u>(※1)</u> が必要証拠金の 100%に相当する円価額を下回っていた場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金を預託する必要があります <u>(※2)</u>。</p> <p><u>※1 当社指定外貨の残高は当社が別途定める方法による円換算金額で評価いたします。</u></p> <p><u>※2 法人のお客様については、追加証拠金制度の適用はありません。</u></p> <p>(2)追加証拠金の預託 <u>(※1)</u> は、当該追加証拠金発生日の翌銀行営業日午前 3 時までに預託する必要があります。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（株式取引口座（株式現物取引および株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p> <p><u>※1 当社指定外貨をもって追加証拠金の充当をする場合は、当社が別途定める方法による円換算金額で評価いたします。</u></p>

旧	新
<p>(3) (2)の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分（以下、これを「強制決済」といいます。）し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>※強制決済は対象となるお客様に対して順次執行するため、(2)の日時における約定を保証できるものではなく、強制決済完了までに相当時間要する場合があります。そのため、外国為替相場の変動によっては上記時点よりも損失が拡大する場合があります。</p> <p>(4) お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、およびその他口座への証拠金の振替はできません。</p>	<p>(3) (2)の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分（以下、これを「強制決済」といいます。）し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>※強制決済は対象となるお客様に対して順次執行するため、(2)の日時における約定を保証できるものではなく、強制決済完了までに相当時間要する場合があります。そのため、外国為替相場の変動によっては上記時点よりも損失が拡大する場合があります。</p> <p><b>※強制決済による損益は日本円で発生いたします。</b></p> <p>(4) お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、およびその他口座への証拠金の振替はできません。</p>
<p><b>19. 取引に基づき発生する債務の履行の方法</b></p> <p>お客様が、店頭外国為替証拠金取引に基づき発生する債務を履行する方法は、必要な額を<u>日本円</u>により入金する方法に限るものとします。</p>	<p><b>19. 取引に基づき発生する債務の履行の方法</b></p> <p>お客様が、店頭外国為替証拠金取引に基づき発生する債務を履行する方法は、必要な額を<u>当社が指定する通貨</u>により入金する方法に限るものとします。</p>
<p><b>20. 取引証拠金の預託および返済の方法</b></p> <p>店頭外国為替証拠金取引におけるお客様と当社の金銭の受け払いは、<u>すべて日本円にて行うものとし、外貨でのやり取りはお受けできません。</u>また、代用有価証券による取引証拠金の充当はできません。 現金残高が未決済建玉にかかる必要証拠金額を上回っている場合、お客様はその差額を引き出すことができます。</p>	<p><b>20. 取引証拠金の預託および返済の方法</b></p> <p>店頭外国為替証拠金取引におけるお客様と当社の金銭の受け払いは、<u>日本円または当社指定外貨にて行うものとします。</u>また、代用有価証券による取引証拠金の充当はできません。 現金残高が未決済建玉にかかる必要証拠金額を上回っている場合、お客様はその差額を引き出すことができます。但し、お客様が既</p>

旧	新
<p>ます。但し、お客様が既に注文を行っている場合、当該注文にあたり必要な取引証拠金額（注文中証拠金の額）は引き出しの対象とはなりません。</p> <p><b>21. 手数料</b></p> <p>店頭外国為替証拠金取引に係る手数料の額は、0 円です。</p> <p>但し、「16. ロスカットルール」「17. 追加証拠金制度」に従い当社がお客様の建玉を決済する場合は、対象の通貨にかかわらず、10,000 通貨単位あたり 500 円（税込）（但し、南アフリカランド/円及びメキシコペソ/円は、10 万通貨単位あたり 500 円（税込））を手数料として徴求します。</p> <p>※ロスカット手数料は 1000 通貨単位あたり税込 50 円。但し、南アフリカランド/円とメキシコペソ/円は、1 万通貨単位あたり税込 50 円となります。</p> <p><b>22. スワップポイント</b></p> <p>スワップポイントとは、高金利通貨と低金利通貨の間の金利差相当額をいいます。ロールオーバーする毎に発生し、その都度受払いを行います。</p> <p>従って、店頭外国為替証拠金取引に係る損益を計算する際は、通貨価格の変動の他、スワップポイントの受払いにも影響を受けますので注意が必要です。スワップポイントは、通貨間の金利差やロールオーバーをする日数をもとに当社が計算し、会員ページにおいて公表を行っています。</p>	<p>に注文を行っている場合、当該注文にあたり必要な取引証拠金額（注文中証拠金の額）は引き出しの対象とはなりません。</p> <p><b>21. 手数料</b></p> <p>店頭外国為替証拠金取引に係る手数料の額は、0 円です。</p> <p>但し、「16. ロスカットルール」「17. 追加証拠金制度」に従い当社がお客様の建玉を決済する場合は、対象の通貨にかかわらず、10,000 通貨単位あたり 500 円（税込）（但し、南アフリカランド/円及びメキシコペソ/円は、10 万通貨単位あたり 500 円（税込））を手数料として <u>日本円</u>で徴求します。</p> <p>※ロスカット手数料は 1000 通貨単位あたり税込 50 円。但し、南アフリカランド/円とメキシコペソ/円は、1 万通貨単位あたり税込 50 円となります。</p> <p><b>22. スワップポイント</b></p> <p>スワップポイントとは、高金利通貨と低金利通貨の間の金利差相当額をいいます。ロールオーバーする毎に発生し、その都度受払いを行います。</p> <p>従って、店頭外国為替証拠金取引に係る損益を計算する際は、通貨価格の変動の他、スワップポイントの受払いにも影響を受けますので注意が必要です。スワップポイントは、通貨間の金利差やロールオーバーをする日数をもとに当社が計算し、会員ページにおいて公表を行っています。</p> <p><u>また当社が別途指定する通貨ペアに限り、お客様にてスワップ</u></p>

旧	新
	<p><u>ポイントの受払い通貨を日本円または当社指定外貨より選択することができます。スワップポイントの受払い通貨の選択は取引開始時のみ可能とし、取引開始後の変更はできないものとします。</u></p>